国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律案要綱

- 一 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部改正
 - 1 機構の目的及び業務の追加
 - (一) 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)の目的に、 宇宙空間を利用した事業の実施を目的として民間事業者等が行う先端的な研究 開発に対する助成を行うことを追加すること。 (第四条関係)
 - (二)機構の業務に、次に掲げる者として公募により選定した者に対し、当該研究開発に必要な資金に充てるための助成金を交付することを追加すること。
 - (イ) 宇宙科学技術に関する先端的な研究開発を行う民間事業者であって、その 成果を活用して宇宙空間を利用した事業を行おうとするもの
 - (ロ) (イ) に掲げる者と共同して当該研究開発を行う大学その他の研究機関 (第十八条第七号関係)

2 基金の設置等

(第二十一条関係)

- (一)機構は、次に掲げる業務(複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものに限る。)及びこれらに附帯する業務に要する費用に充てるための基金を設け、(二)により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとすること。
 - (イ) 宇宙科学技術及び航空科学技術に関する基礎研究並びに宇宙及び航空に関する基盤的研究開発のうち宇宙空間を利用した民間の事業にもその成果の活用が見込まれるものを公募により選定した者に委託して行うための業務
 - (ロ) 1の(二)の業務
- (二) 政府は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができるものとすること。
- 3 機構は、基金に係る業務の経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を 設けて整理しなければならないものとすること。 (第二十二条関係)

4 国会への報告等

(第二十三条関係)

- (一)機構は、毎事業年度、基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度 の終了後六月以内に主務大臣に提出しなければならないこと。
- (二) 主務大臣は、(一) の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならないものとすること。

- 5 基金の運用について準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第四十七条の規定に違反して基金を運用した機構の役員は、二十万円以下の過料に処するものとすること。 (第三十一条第三号関係)
- 6 その他所要の改正を行うこと。

二 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。 (附則第一項関係)
- 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による ものとすること。 (附則第二項関係)
- 3 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)について所要の改正を行うこと。 (附則第三項関係)